

もしものリスクに備え、 福利厚生充実を!

手厚い保障

手厚な掛金で

掛金は全額損金
または必要経費へ

24時間
365日

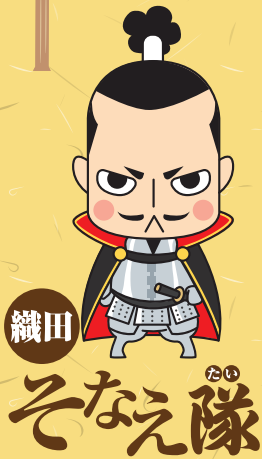
保障はどこでも

簡単な手続きで
ご加入いただけます

NEW

商工会議所独自の
見舞金・祝金

※生命保険ではありません



織田

そなえ隊



豊臣

まもり隊



徳川

ささえ隊

配当率：平成28年度支払実績

約 **45.5%**

しかも

ご家族や職場の仲間と
優待サービスが利用できます



写真はイメージです



写真はイメージです

生命共済制度

メリット

- 業務上・業務外を問わず、交通事故はもちろん不慮の事故・病気死亡にいたるまで広範囲に24時間保障しますので、事業所の見舞金・弔慰金制度としてお役立ていただけます。
- NEW 加入者の病気による5日以上入院や不慮の事故による5日以上通院でも、会議所独自の見舞金制度により支給します。※生命保険ではありません
- NEW 加入者が結婚した場合や子供が生まれた場合に、会議所独自の祝金制度に基づき支給します。※生命保険ではありません
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。
- 簡単な手続きでご加入いただけます（健康状態についての告知が必要です）。
- 掛金は、損金または必要経費に算入できます。（法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2、所得税法第37条）

● 保障内容

加入資格

名古屋商工会議所会員事業所（特定商工業者を含む）の事業主および役員・従業員で14歳6ヵ月超65歳6ヵ月以下の方。ただし、現在正常に就業している方に限ります。

保障の範囲（効力発生日より保障）			口数	3口	5口	10口	15口	20口
災害保障特約付 団体定期保険	A 病気による 死亡・高度障がいのとき 原因として事故の日 から180日以内の 不慮の事故を直接の 原因とする	死亡・高度障がい のとき	死亡・高度障がい 保険金	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円
		B 死亡・高度 障がいのとき	死亡・高度障がい保険金＋ 災害保険金（障がい給付金）	600万円	1,000万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
		C 所定の 障がいのとき	障がい給付金 第2級～第6級	程度に より 30～210万円	程度に より 50～350万円	程度に より 100～700万円	程度に より 100～700万円	程度に より 100～700万円
		D 5日以上 入院のとき（120日限度）	入院給付金	1日に つき 4,500円	1日に つき 7,500円	1日に つき 15,000円	1日に つき 15,000円	1日に つき 15,000円
NEW 会議所独自の 制度	見舞金	E 病入入院見舞金 病入により 5日以上入院したとき	10,000円	15,000円	25,000円	40,000円	50,000円	
		F 事故通院見舞金 不慮の事故により 5日以上通院したとき	6,000円	9,000円	15,000円	24,000円	30,000円	
	祝金	G 結婚祝金 加入者が 結婚をしたとき	7,000円	8,000円	10,000円	16,000円	20,000円	
		H 出産祝金 加入者の子供が 生まれたとき	7,000円	8,000円	10,000円	16,000円	20,000円	

月額掛金例	15～35歳	男	936円	1,560円	3,120円	3,910円	4,700円
		女	789円	1,315円	2,630円	3,250円	3,870円
	41～45歳	男	1,143円	1,905円	3,810円	4,945円	6,080円
		女	981円	1,635円	3,270円	4,210円	5,150円

※上記は、平成30年12月1日～平成31年11月末日までの保険期間に適用される。被保険者の保険金総額が500億円以上1000億円未満の場合の掛金を表示しております。

※保険期間終了後、継続更新する場合の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等に基づいて算出しますので、変更となる場合があります。

※詳細については所定のパンフレット（契約内容重要事項記載資料）をごらんください。 ※掛金には、生命保険料のほか、病気死亡保険金100万円につき67円の制度運営費が含まれています。

※この資料は、平成30年8月現在の制度内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

● お支払い例

Aさん(3口)

自宅の階段から転げ落ち、右足を複雑骨折して70日間入院。退院3ヵ月後にボルト除去のため4日間再入院。

入院給付金
1日・4,500円×74(70+4)日間
= **333,000円**

効力発生日以降の同一の不慮の事故によって2回以上入院された場合には、その事故の日から180日以内に開始した通算の入院日数が5日以上であれば、1回の入院日数が5日未満であってもお支払いの対象となります。

Bさん(10口)

工場でプレスに右手を挟まれ、親指が永久に動かなくなった。 [入院日数10日間]

入院給付金
1日・15,000円×10日間 = **150,000円**
障がい給付金
1,000万円×10% = **100万円**

障がい給付金は、効力発生日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障がいに該当された時に、障がいの程度により災害保険金の1～10割をお支払いします。

Cさん(20口)

営業車を運転中、交通事故で6日間の入院後、死亡された。

入院給付金
1日・15,000円×6日間 = **90,000円**
死亡保険金 **+** 災害保険金
2,000万円 **+** 1,000万円
= **3,000万円**

災害保険金は、効力発生日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡された時に支払われます。

※名古屋商工会議所を契約者とする団体保険契約です。ご加入にあたっては、所定のパンフレット（契約内容重要事項記載資料）を必ずごらんください。

お問い合わせ

名古屋商工会議所 共済担当

TEL052-223-5645・5647

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く） 〒460-8422 名古屋市中区栄2-10-19

委託生命保険会社

大同生命（事務幹事会社）、
アクサ生命、ジブラルタ生命、住友生命、第一生命、
日本生命、富国生命、明治安田生命、
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
（記載の委託保険会社名は、平成30年8月現在のものです）

FAXの場合は、下記必要事項を記入の上 **FAX052-232-5753** へ送信ください。

☐ 「生命共生制度」について詳しい説明が聞きたい

☐ 「生命共生制度」のパンフレットが欲しい

事業者名

事業者番号

住 所

担当者（役職・氏名）

電 話

() -

※共済制度のご提案やご加入手続き等は、生命保険会社に委託しております。

※ご連絡いただいた場合は、名古屋商工会議所もしくは委託生命保険会社より連絡をさせていただきます。

※ご記入いただいた個人情報、生命保険会社の担当者からの共済制度をご案内するために利用させていただきますので、ご了承願います。